

社会福祉法人パール パラ食(パールの公益事業・非営利有償サービス)  
配食サービス 契約書  
< 平成24年4月1日施行 >

\_\_\_\_\_様(以下、「利用者様」と社会福祉法人パールのパラ食(以下、「事業所」)は、配食サービスのご利用にあたり、次の手続きをして頂き契約をいたします。パラ食は、パールの3つの公益事業、会員制の非営利有償サービス(他に、介護保険外の家事・介護、ハンディキャブ移送)の1つです。

**第1条(契約の目的)**

事業所は、利用者様が可能な限り居宅において、食生活を通して健康を保持され、自立した生活を営むことができるよう、配食サービスを提供し、利用者様は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

**第2条(契約期間)**

- 1 この契約期間は、平成24年 月 日から1年間とします。契約満了の7日前までに、利用者様から事業所に対して申し出がない限り、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 2 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から1年間とします。

**第3条(配食サービスのサービス内容)**

第4条により、利用者様の申し出による食事を、居宅に配達すると共に、食事は手渡しを原則とし、その時に利用者様の安否を確認いたします。

**第4条(食事の内容)**

- 1 食事の配達 毎日3食365日対応 ( 年末年始は冷凍食での対応となります。 )  
食事の種類 普通食、刻み食、ミキサー食、おかゆ、治療食にも対応。  
配達時間 昼食：午前11時前後、夕食：午後4時前後。  
再配達時間 昼食：午前12:00迄、夕食：午後5時30分迄にご連絡頂いた方には再配達いたします。  
(不在時の対応) (配達ルート、交通事情等により、若干前後する場合があります。)  
行事食 おせちのセット  
注意事項 食事は、配達後2時間以内に喫食し、それ以後は、食中毒防止の観点から、破棄をお願いいたします。
- 2 利用者様は、いつでも配食サービスの内容を変更するよう、申し出ることができます。追加及びキャンセルのご連絡は、前日の午後3時までにご連絡下さい。  
尚、渋谷区委託配食サービスの食数補助の拡大・変更等については、管轄の地域包括支援センターと連絡を取り合い、必要な申請手続きの援助を行います。

**第5条(利用料金)**

- 1 利用者様は、事業所が提供する配食サービス【別添資料に定める料金体系】をもとに計算した月毎の合計額を支払います。支払方法は、郵便振込(振込手数料は利用者様負担でお願いいたします)・口座引落・現金払いのいずれかを選択できます。
- 2 配食サービスをキャンセルする場合は、サービスを受ける前日の午後3時までとします。それ以降にキャンセルが発生した場合、利用者様は事業者に対し食事代の全額を負担します。また、事前連絡がなく、配達時に不在・回収となった場合も同様とします。
- 3 利用者様が正当な理由なく事業所に支払うべき利用料等を1カ月以上滞納した場合において、事業所が利用者様に対して滞納額を催告したにもかかわらず、1週間以内に全額の支払がないとき、全額の支払があるまで、配食サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- 4 事業所が利用者様に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、1週間経過しても全額の支払が無いときは、事業所はこの利用契約を解除することができます。

## 第6条(契約の解除)

- 1 利用者様は事業所に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。
- 2 利用者様またはその家族様等が、事業所に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行い、その状況の改善が見込めない場合などの重大な事情が認められたときは、事業所は事前に文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

## 第7条(賠償責任)

事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者様の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

## 第8条(緊急時の対応)

事業所は、配食サービスの提供を行っているとき、利用者様の身体に急変、または、不在等で安否が心配される場合には、予め届けられた緊急時連絡先や管轄の地域包括支援センター、消防署等の関係機関へ速やかに連絡し、必要な対応を致します。

## 第9条(秘密保持)

事業所および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその家族様に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は契約終了後も同様です。

## 第10条(相談・苦情対応)

事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置します。そして、自ら提供したサービスに関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

当事業所苦情担当者 東京都渋谷区鉢山町3番27号 TEL 03-5458-4811

担当：新谷弘子 山口カネ子 入江佑介

## 第11条(契約外事項)

- 1 利用者様と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、諸法令の定めを尊重し、双方が誠意を持って、協議の上定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書を2通作成し、利用者様及び事業所は記名押印の上、1通ずつ保有します。

◇契約締結日 平成 年 月 日

◇事業所 事業所名 社会福祉法人パール パラ食  
所在地 東京都渋谷区鉢山町3番27号  
TEL 03-5458-4811  
代表者名 理事長 新谷 弘子 印

◇利用者様 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

◇代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印